

第13回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和6年6月24日(月) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町役場2階大会議室

出席 農業委員 出席 7名 欠席 2名
○1番 藤原 健祐 ×2番 田村 和弘
×3番 森田 有紀 ○4番 氏原 延
○5番 田村 公史 ○6番 澤村 重隆
○7番 横畠 悦子 ○8番 藤田 省三
○9番 北添 正男

農地利用最適化推進委員 出席 11名 欠席 2名
○田村 幸生 ○味元 健清 ○田村 営幸
○森 正彦 ×永田 和道 ○邑田 昌平
○中村 修 ○岡村 建介 ×山口 修二
○伊藤 洋章 ○田村 泰富 ○岩佐 誠志
○北添 秀紀

事務局 事務局長： 藤本 雅徳
係長： 前田 紗歩 会計年度任用職員： 大原 彰子

日程 第1 開 会
第2 議事録署名委員選任
第3 報 告
第4 議 事
第1号議案 農地法第3条に関する件
第2号議案 農地法第4条に関する件
第3号議案 農地法第5条に関する件
第4号議案 非農地証明願に関する件
第5号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

第 6 号議案 佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件

第 5 そ の 他

第 6 閉 会

会長・・・・・・・・定刻となりましたので、これより第 13 回農業委員会定例総会を開催します。

本日は、2 番田村和弘委員、3 番森田有紀委員、農地利用最適化推進委員の永田和道委員、山口修二委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、8 番藤田省三委員と、1 番藤原健祐委員を指名します。

つづきまして、日程第 3. 報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

藤本局長・・・・・・・・ それでは、日程第 3. 報告事項につきまして、報告します。

報告事項 1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、6 日に認定農業者の広域認定に関する打合せが役場において開催され、事務局から前田係長が出席しました。こちらに関しましては、越知町で認定農業者の認定を受けようとしている方が、佐川町でも借入農地があったことにより、佐川町でも認定を受けることになったためです。

10 日には、佐川町地域農業再生協議会の幹事会が役場において開催され、事務局から前田係長が出席しました。こちらに関しましては、今後開催される総会での議案について話し合われました。

12 日には、こうち農業委員会女性ネットワーク第 9 回総会及び研修会が高知城ホールにおいて開催され、氏原委員と横畠委員が出席しました。こちらに関しましては、総会では令和 5 年度の事業報告及び収支決算や、令和 6 年度の事業計画案及び収支予算案や役員改選について話し合われました。研修会では、地域計画の策定や、農地利用の最適化業務の推進、地域計画の策定に向けたファシリテーター研修などがありました。

13 日には、農地利用集積等促進計画の手続きの流れに関する説明会が高知県農業技術センターにおいて開催され、事務局から前田係長が出席しました。こちらに関しましては、来年 4 月 1 日より変更となる利用権設定に関する手続きの流れや、必要となる添付書

類などについて説明がありましたが、詳細な添付書類などについては来月開催予定の説明会において説明がされるとのことでした。

19日には、第3回佐川町農業関係機関連絡会議が高吾農業改良普及所において開催され、事務局から前田係長が出席しました。こちらに関しましては、関係機関の予定や、ジャンボタニシやカメムシの発生に関する情報共有などについて話し合いました。

また、会の終了後には続けて、担い手育成総合支援協議会の幹事会が開催され、認定農業者の認定に関する審議を行い、承認されました。なお、対象は野菜農家です。

24日が、本日の総会となっています。

また、今後の予定としましては、26日に、高知城ホールにおいて、高知県農業会議第70回通常総会及び令和6年度農業委員会会長・事務局長会議が開催され、事務局から私、藤本が出席する予定です。

つづきまして、報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書12件について報告します。なお、届出事由は全て相続となっています。

22番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 外2筆。地目が田が2筆と畑が1筆で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和6年5月13日です。

23番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 外9筆。地目が田が3筆と畑が7筆で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和6年5月16日です。

24番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 []。地目が田で、面積が[]㎡。届出日は、令和6年5月17日です。

25番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 外27筆。地目が田が18筆と畑が10筆で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和6年5月17日です。

26番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 外14筆。地目が田が9筆と畑が6筆で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和6年5月20日です。

27番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 外1筆。地目が田と畑で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和6年5月21日です。

28番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 外2筆。地目が畑で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和6年5月21日です。

29番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 外4筆。地目が田が3筆と畑が2筆で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和6年5月23日です。こちらの案件は、[]さん分となっています。

30番が、相続人と届出日は29番と同じです。土地の所在が、[]番 外5筆。地目が田と畑が3筆ずつで、[]㎡。こちらの案件は、[]さん分となっています。

31番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 外17筆。地目が田が13筆と畑が5筆で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和6年5月24日です。

32番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 外9筆。地目が田が7筆と畑が3筆で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和6年6月4日です。

33番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番 外2筆。地目が田で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和6年6月7日です。

つづきまして、報告事項3. 時効取得1件について報告します。

登記義務者が、[]さん。登記権利者が、[]さん。土地の所在が、[]番。地目が田で、面積が[]㎡。受付日が令和6年5月13日で、登記の目的は所有権移転、登記原因日は平成14年12月31日です。

以上で報告を終わります。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がないようなので、これで報告を終わります。

つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議案とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第1号議案農地法第3条に関する件4件について説明しますが、重複している内容については省略させていただきます。

13番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。土地の所在が、[]番5。地目は田で、面積が[]㎡。申請の内容は、贈与による所有権移転で、行政書士の[]さんが代理人となっています。

14番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。土地の所在が、[]番。地目は田で、面積が[]㎡。申請の内容は、売買による所有権移転です。

15番が、譲渡人が[]さん。議案書には相続人代表となっていますが、現在相続登記手続き中です。土地の所在が、[]番。地目は田で、面積が[]㎡。譲渡人及び申請の内容は14番と同じです。

16番が、譲渡人が[]さん。土地の所在が、[]番 外4筆。地目は田が3筆と畑が2筆で、合計面積が[]㎡。譲渡人及び申請の内容は14番と同じです。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

4番氏原委員・・・・・・ 13番について報告します。申請地は[]集落にあり、[]から西に約100mの所にあります。

譲受人は主に野菜を栽培する兼業農家で、許可要件をすべて満たしており、問題ありません。

5番田村委員・・・・・・ 14番について報告します。申請地は[]集落にあり、[]から北西に約100mの所にあります。

譲受人は主に野菜を栽培する兼業農家で、許可要件をすべて満たしており、問題ありません。

つづきまして、15番について報告します。申請地は[]集落にあり、[]から北へ約300mの所にあります。

譲受人は14番と同じで、許可要件をすべて満たしており、問題ありません。

中村推進委員・・・・・・ 16番について報告します。申請地は[]集落にあり、[]から約150m以内の所にあります。

譲受人は14番と同じで、許可要件をすべて満たしており、問題ありません。

会長・・・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がないので、お諮りします。第1号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第1号議案については申請のとおり決定しました。つづきまして、第2号議案農地法第4条に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第2号議案農地法第4条に関する件1件について説明します。

申請人が、■■■■さん。土地の所在が、■■■■番■■■■。地目が田で、面積が■■■■㎡の内■■■■㎡。転用目的は墓地で、農地区分は■■■■から300m以内であることから、第3種農地と判断しました。行政書士の■■■■さんが代理人となっています。

説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

邑田推進委員・・・・・・ 3番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から南東に約300mの所にあり、東側は申請人の農地、西側は申請人の家、北側は農地、南側は申請人の農地で関係者の承諾も得ています。排水や進入路も確保できており、問題ありません。

会長・・・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？
質疑等がないので、お諮りします。第2号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第2号議案は申請のとおり決定しました。

つづきまして、第3号議案 農地法第5条に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第3号議案 農地法第5条に関する件1件について説明します。

貸人が■■■■さん。借人が■■■■さんと■■■■さん。土地の所在が、■■■■番■■■■番。地目は畑で、面積が■■■■㎡。転用目的は自己用住宅の建築で、使用貸借権の設定となります。農地区分は第1種農地にも第3種農地にも当てはまらないことから、その他第2種農地と判断しました。行政書士の■■■■さんが代理人となっています。

説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

田村幸生推進委員・ 4番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■
■■■■から北に約120mの所にあり、東側は申請人の農地、西側は申請人の農地、北側は農地、南側は町道で関係者の承諾も得ています。排水や進入路も確保できており、問題ありません。

会長・・・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案について、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成全員。よって、第3号議案は許可相当という意見を県知事に送付することに決しました。

つづきまして、第4号議案非農地証明願に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、第4号議案非農地証明願2件について説明します。

6番は、申請人が■■■■さん。土地の所在が、■■■■番 外3筆。地目が田と畑が2筆ずつで、合計面積が■■■■㎡。利用状況は、約20年以上前から耕作しておらず竹林になっているとのことです。行政書士の■■■■さんが代理人となっています。

7番は、申請人が■■■■さん。土地の所在が、■■■■番■■■■。地目が田で、面積が■■■■㎡。利用状況は、15年前から耕作しておらず資材置場として利用しているとのことです。■■■■さんが代理人となっています。

説明は以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

田村泰富推進委員・ 6番について報告します。申請地は二ツ野集落と中野集落にあり、二ツ野公民館から約600m以内の所にあります。申請のとおり20年以上前から耕作しておらず、原野や山林となっています。佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条第3号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。

邑田推進委員・・・ 7番について報告します。申請地は芝ノ坊集落にあり、芝ノ坊公民館から西へ約300mの所にあります。申請のとおり15年以上前から耕作しておらず、雑種地となっています。佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条第3号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。

会長・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？
質疑等がないので、お諮りします。第4号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案は申請のとおり決定しました。

つづきまして、第5号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、第5号議案 佐川町農用地利用集積計画（5月分）2件につづきまして説明します。

11番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番[]。現況地目は田で、面積が[]㎡。賃貸借権の新規設定で、借り賃は全体で玄米60kg。反当たりになると6,603円となります。作付け予定は水稻で、設定期間が令和6年7月1日から令和16年6月30日までの10年間で

す。

12番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番[] 7筆。現況地目は田が3筆と畑が5筆で、合計面積が[]㎡。貸借権の再設定で、借り賃は全体で94,000円。反当たりになると、16,336円となります。作付予定は水稻と野菜で、設定期間が令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間です。

説明は以上です。

会長・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第5号議案につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成全員。よって、第5号議案につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第6号議案佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、第6号議案佐川町農業振興地域整備計画変更に関する件（6月分）2件について説明します。なお、2件とも除外案件となっています。

1番は、所有者が[]さん。転用予定者が乙の[]さん。土地の所在が、[]番。地目は田で、面積が[]㎡の内[]㎡。申請内容は自己用住宅の建築で、農地区分は10ha以上の集団農地の一角であることから、第1種農地と判断しました。

2番が、所有者・転用予定者ともに[]さん。土地の所在が、[]番。地目は田で、面積が[]㎡の内[]㎡。申請内容は納骨堂の建築で、農地区分は10ha以上の集団農地の一角であることから、第1種農地と判断しました。説明は以上です。

会長・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

質疑等がありませんので、お諮りします。第7号議案について、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成全員。よって、第7号議案については原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。その他に移ります。

事務局の説明を求めます。

藤本局長・・・・・・・・ その他について、4点ほどお伝えいたします。

まず1点目として、農地利用最適化活動についてです。4月の際に設定した今年度の目標を再度議案書に掲載しています。各個人の数値に関しましては、後日お配りしたいと思います。

2点目、3点目は、まだ先のことになりますが、農業者年金加入推進特別研修会と農業委員会全員研修会が、議案書に掲載している日付で開催することが農業会議より案内があ

りました。また、農業会議より正式な案内文書が来ましたら、出欠の確認を取りたいと思いますので、積極的な参加をお願いいたします。

４点目としましては、先月の総会の際にその他で話をいたしました、 の遊休農地に関する事です。先月の総会後に岩佐委員と伊藤委員が現地に赴き、地元の方達の話聞き、本人にも話をしたと聞いています。そのことについては、岩佐委員と伊藤委員からこの後にご報告いただけたらと思います。また、このことに関連して、 川の河川改修計画図を建設課より資料として提供していただきましたので、そちらもご確認ください。

会長・・・・・・・・・・ その他、何かありますか。

前田係長・・・・・・・・ 私の方から２点ほど話をさせていただきます。

１点目は今年度の一筆調査についてです。前回の総会の際に、６月の総会の時に一筆調査の際の目慣らし会や調査物一式をお渡しすることなどを考えていましたが、まだ準備が終わっていません。また、タブレット操作研修会より日が大分空いたことにより、現地確認アプリの操作に不安がある方が一定数いることが分かりましたので、７月１２日にタブレット操作研修会を開催し、その際に必要な物一式もお渡ししようと思いますので、できるだけ参加していただきますようお願いします。

２点目につきましては、今年度開催予定の視察研修についてです。進捗状況としましては、農業会議に「タブレットの活用」をテーマに１泊２日でいって帰ってこられるような距離内の視察地について問い合わせたところ、山口県か島根県にちょうど良さそうなところがありました。現在、４パターンで黒岩観光に旅行日程と金額を見積もっていただくよう依頼しているところです。また随時、報告をしていきます。

会長・・・・・・・・・・ その他、特にないようなので、これで第１３回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。

次の定例総会は、７月２５日 木曜日 午後１時半から、佐川町役場２階大会議室で行いますのでご注意ください。